

受 番	験 号	
--------	--------	--

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（注意事項）

1. 設問の文中において、法令等抜粋している設問の中には文言を一部省略しているものもあります。
2. 各設問の語句の定義については、各法令の定めによります。

I. 次の問題の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を（ ）内に記入しなさい。

問題 1

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（従業員に対する指導及び監督）

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。

()

問題 2

【労働基準法】（賠償予定の禁止）

使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

()

問題 3

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（適正な取引の確保）

一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、荷主の都合による集貨地点等における待機又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

()

問題 4

【貨物自動車運送事業法】（公衆の利便を阻害する行為の禁止等）

一般貨物自動車運送事業者は、荷主に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。

一般貨物自動車運送事業者は、一般貨物自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

()

問題 5

【道路運送車両法】（自動車車検証の備付け等）

自動車は、自動車検査証又は自動車検査証の写しを備え付け、かつ、検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

()

問題 6

【貨物自動車運送事業法】（事業の譲渡し及び譲受け等）

一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を営まない法人が合併をする場合において一般貨物自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときは、この限りではない。

()

問題 7

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

自動車運転者の拘束時間は、1箇月について293時間を超えないものとする。ただし、労使協定があるときは、1年のうち6箇月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において、320時間まで延長することができる。

運転時間は、2日（始業時刻から起算して48時間をいう。）を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。

使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の休息期間については、当該自動車運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より短くなるように努めるものとする。

()

問題 8

【貨物自動車運送事業報告規則】（運賃及び料金の届出）

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後六十日以内に、運賃料金設定（変更）届出書を、地方運輸局長に提出しなければならない。

()

問題 9

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（点呼等）

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあっては法令の規定による通告について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、対面による点呼と同等の効果を有するものとして電話による点呼を行うことができる。

()

問題 10

【道路交通法】（横断歩道のない交差点における歩行者の優先）

車両等は、交差点又はその直近で横断歩道の設けられていない場所において歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならない。

()

問題 11

【貨物自動車運送事業法】（運行管理者）

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者又は運行管理補助者を選任しなければならない。また、当該規定により運行管理者又は運行管理補助者を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

()

問題 12

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（過労運転の防止）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならず、選任する運転者は、日々雇い入れられる者、2月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）であってはならない。

()

問題 13

【下請代金支払遅延等防止法】（遅延利息）

親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかつたときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日）から起算して三十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

()

問題 1 4

【貨物自動車運送事業法】（相続）

一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般貨物自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。）が被相続人の経営していた一般貨物自動車運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後九十日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

()

問題 1 5

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行管理者の指導及び監督）

一般貨物自動車運送事業者等は、業務の適確な処理及び整備管理規程の遵守について、運行管理者に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

()

問題 1 6

【道路交通法】（乗車又は積載の方法）

車両の運転者は、運転者の視野若しくはハンドルその他の装置の操作を妨げ、後写鏡の効用を失わせ、車両の安定を害し、又は外部から当該車両の方向指示器、車両の番号標、制動灯、尾灯若しくは後部反射器を確認することができないこととなるような乗車をさせ、又は積載をして車両を運転しなければならない。

()

問題 1 7

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行管理規程）

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程を定めなければならない。

()

問題 1 8

【貨物自動車運送事業法】（名義の利用等の禁止）

一般貨物自動車運送事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業のため利用させてはならない。

一般貨物自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

()

問題 19

【貨物自動車運送事業法】（運送約款）

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、認可を受けたものとみなす。

()

問題 20

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行記録計による記録）

一般貨物自動車運送事業者等は車両総重量が七トン以上かつ最大積載量が四トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業者用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計に記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

()

問題 21

【労働基準法】（労働条件の原則）

この法律で定める労働条件の基準は標準のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を原則として低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

()

問題 22

【貨物自動車運送事業法】（定義）

この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、自己又は他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

()

問題 23

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運転者）

貨物自動車運送事業者の運転者は、事業用自動車の乗務について、法令で定められる事項を遵守しなければならないが、第9条に規定する運行記録計を管理し、及びその記録を保存することはその範囲に含まれない。

()

問題 24

【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を促進することをいう。

()

問題 2 5

【道路運送車両法】（日常点検整備）

自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

()

II. 次の問題の文書の指示に従って設問に答えなさい。

問題 2 6

【貨物自動車運送事業報告規則】（事業報告書及び事業実績報告書）

貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）は、貨物自動車運送事業報告規則に事業報告書及び事業実績報告書を定められた時期に提出しなければならないとあるが、一般貨物自動車運送事業者が提出する当該報告書の報告期間及び提出時期を①から③より1つ選び、()内にその番号を記入しなさい。

- ・事業報告書は、(A)に係るものを(B)に(C)へ提出する。
- ・事業実績報告書は、(D)に係るものを(E)に(C)へ提出する。

- ① A : 前年4月1日から3月31日までの期間 B : 毎事業年度の経過後100日以内
C : 所轄地方運輸局長 D : 毎事業年度 E : 毎年7月10日まで
- ② A : 毎事業年度 B : 毎年7月10日まで C : 国土交通大臣
D : 前年4月1日から3月31日までの期間 E : 毎事業年度の経過後100日以内
- ③ A : 毎事業年度 B : 毎事業年度の経過後100日以内 C : 所轄地方運輸局長
D : 前年4月1日から3月31日までの期間 E : 毎年7月10日まで

()

問題 2 7

【貨物自動車運送事業法】（目的）

貨物自動車運送事業法の目的として誤っている事項を①から③より1つ選び、()内にその番号を記入しなさい。

- ① 道路の交通に起因する障害の防止に資すること。
- ② 自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものにすること。
- ③ 輸送の安全の確保と公共の福祉の増進に資すること。

()

問題 28

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（乗務等の記録）

一般貨物自動車運送事業者等は事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに必要事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならないが、記録させる事項として、法令上記載しなくてもよいこととなっているものを①から③より選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 乗務した事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- ② 運転免許証の番号及び有効期限
- ③ 休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点及び日時

()

問題 29

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行管理者の業務）

運行管理者が行わなければならない業務について、貨物自動車運送事業輸送安全規則に定められているが、その規則において定められていない事項を、次の①から③より選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明し、その記録を行い、当該記録を一年間保存すること。
- ② 運行指示書を作成し、及びその写しに変更の内容を記載し、運転者に対し適切な指示を行い、運行指示書を事業用自動車の運転者に携行させ、及び変更の内容を記載させ、並びに運行指示書及びその写しの保存をすること。
- ③ 異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるとき、乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するため必要な措置を講じること。

()

問題 30

【自動車事故報告規則】（速報）

事業者等は、その使用する自動車について、自動車事故報告規則で規定する事故があった場合には、24時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸支局長に速報しなければならないこととされているが、その対象となる事故として、誤っているものを次の①から③より選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 2人以上の死者を生じた事故
- ② 10人以上の負傷者を生じた事故
- ③ 無免許運転を伴う事故

()

受験番号	
------	--

試験日：令和2年1月8日

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（注意事項）

1. 設問の文中において、法令等抜粋している設問の中には文言を一部省略しているものもあります。
2. 各設問の語句の定義については、各法令の定めによります。

I. 次の問題の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を（ ）内に記入しなさい。

問題 1

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（従業員に対する指導及び監督）

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 (○)

第10条第1項

問題 2

【労働基準法】（賠償予定の禁止）

使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

【労働基準法】 (○)

第16条

問題 3

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（適正な取引の確保）

一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、荷主の都合による集貨地点等における待機又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 (○)

第9条の4

問題 4

【貨物自動車運送事業法】（公衆の利便を阻害する行為の禁止等）

一般貨物自動車運送事業者は、荷主に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。

一般貨物自動車運送事業者は、一般貨物自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

【貨物自動車運送事業法】 ()

第25条第1、2項

問題 5

【道路運送車両法】（自動車車検証の備付け等）

自動車は、自動車検査証又は自動車検査証の写しを備え付け、かつ、検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

【道路運送車両法】 ()

第66条

誤り：又は自動車検査証の写し

問題 6

【貨物自動車運送事業法】（事業の譲渡し及び譲受け等）

一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を営まない法人が合併をする場合において一般貨物自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときは、この限りではない。

【貨物自動車運送事業法】 ()

第30条第2項

問題 7

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

自動車運転者の拘束時間は、1箇月について293時間を超えないものとする。ただし、労使協定があるときは、1年のうち6箇月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において、320時間まで延長することができる。

運転時間は、2日（始業時刻から起算して48時間をいう。）を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。

使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の休息期間については、当該自動車運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より短くなるように努めるものとする。

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】 ()

第4条第1、2項

誤：末尾「…長くなるように努めるものとする。」

問題 8

【貨物自動車運送事業報告規則】（運賃及び料金の届出）

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後六十日以内に、運賃料金設定（変更）届出書を、地方運輸局長に提出しなければならない。

【貨物自動車運送事業報告規則】 ()

第2条の2

誤：六十日

問題 9

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（点呼等）

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあっては法令の規定による通告について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、対面による点呼と同等の効果を有するものとして電話による点呼を行うことができる。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 ()

第7条第2項

誤：電話による

問題 10

【道路交通法】（横断歩道のない交差点における歩行者の優先）

車両等は、交差点又はその直近で横断歩道の設けられていない場所において歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならない。

【道路交通法】 ()

第38条の2

問題 11

【貨物自動車運送事業法】（運行管理者）

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者又は運行管理補助者を選任しなければならない。また、当該規定により運行管理者又は運行管理補助者を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

【貨物自動車運送事業法】 ()

第18条第1、3項

誤：または運行管理補助者

問題 12

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（過労運転の防止）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならず、選任する運転者は、日々雇い入れられる者、2月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）であってはならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 ()

第3条第1項、第2項

問題 13

【下請代金支払遅延等防止法】（遅延利息）

親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかつたときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日）から起算して三十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

【下請代金支払遅延等防止法】 ()

第4条の2

誤：三十日

問題 1 4

【貨物自動車運送事業法】（相続）

一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般貨物自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。）が被相続人の経営していた一般貨物自動車運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後九十日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

【貨物自動車運送事業法】

（ ）

第31条第1項

誤：九十日

問題 1 5

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行管理者の指導及び監督）

一般貨物自動車運送事業者等は、業務の適確な処理及び整備管理規程の遵守について、運行管理者に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

（ ）

第22条

誤：整備管理規程

問題 1 6

【道路交通法】（乗車又は積載の方法）

車両の運転者は、運転者の視野若しくはハンドルその他の装置の操作を妨げ、後写鏡の効用を失わせ、車両の安定を害し、又は外部から当該車両の方向指示器、車両の番号標、制動灯、尾灯若しくは後部反射器を確認することができないこととなるような乗車をさせ、又は積載をして車両を運転しなければならない。

【道路交通法】

（ ）

第55条第2項

誤：運転しなければならない。

問題 1 7

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行管理規程）

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程を定めなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

（ ）

第21条

問題 1 8

【貨物自動車運送事業法】（名義の利用等の禁止）

一般貨物自動車運送事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業のため利用させてはならない。

一般貨物自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

【貨物自動車運送事業法】

（ ）

第27条第1項、第2項

問題 1 9

【貨物自動車運送事業法】（運送約款）

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、認可を受けたものとみなす。

【貨物自動車運送事業法】 ()

第10条第1項、第3項

問題 2 0

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行記録計による記録）

一般貨物自動車運送事業者等は車両総重量が七トン以上かつ最大積載量が四トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業者用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計に記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 ()

第9条

誤：七トン以上かつ・・・

問題 2 1

【労働基準法】（労働条件の原則）

この法律で定める労働条件の基準は標準のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を原則として低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

【労働基準法】 ()

第1条第2項

誤：標準のもの

問題 2 2

【貨物自動車運送事業法】（定義）

この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、自己又は他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

【貨物自動車運送事業法】 ()

第2条第2項

誤：自己又は他人の需要に応じ

問題 2 3

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運転者）

貨物自動車運送事業者の運転者は、事業用自動車の乗務について、法令で定められる事項を遵守しなければならないが、第9条に規定する運行記録計を管理し、及びその記録を保存することはその範囲に含まれない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 ()

第17条

問題 2 4

【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を促進することをいう。

【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】 ()

第2条第6項

誤：促進する

問題 2 5

【道路運送車両法】（日常点検整備）

自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

【道路運送車両法】

(○)

第47条の2

II. 次の問題の文書の指示に従って設問に答えなさい。

問題 2 6

【貨物自動車運送事業報告規則】（事業報告書及び事業実績報告書）

貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）は、貨物自動車運送事業報告規則に事業報告書及び事業実績報告書を決められた時期に提出しなければならないとあるが、一般貨物自動車運送事業者が提出する当該報告書の報告期間及び提出時期を①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ・事業報告書は、（ A ）に係るものを（ B ）に（ C ）へ提出する。
- ・事業実績報告書は、（ D ）に係るものを（ E ）に（ C ）へ提出する。

- ① A：前年4月1日から3月31日までの期間 B：毎事業年度の経過後100日以内
C：所轄地方運輸局長 D：毎事業年度 E：毎年7月10日まで
- ② A：毎事業年度 B：毎年7月10日まで C：国土交通大臣
D：前年4月1日から3月31日までの期間 E：毎事業年度の経過後100日以内
- ③ A：毎事業年度 B：毎事業年度の経過後100日以内 C：所轄地方運輸局長
D：前年4月1日から3月31日までの期間 E：毎年7月10日まで

【貨物自動車運送事業報告規則】

(③)

第2条

問題 2 7

【貨物自動車運送事業法】（目的）

貨物自動車運送事業法の目的として誤っている事項を①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 道路の交通に起因する障害の防止に資すること。
- ② 自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものにすること。
- ③ 輸送の安全の確保と公共の福祉の増進に資すること。

【貨物自動車運送事業法】

(①)

第1条

問題 28

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（乗務等の記録）

一般貨物自動車運送事業者等は事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに必要事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならないが、記録させる事項として、法令上記載しなくてもよいこととなっているものを①から③より選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 乗務した事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- ② 運転免許証の番号及び有効期限
- ③ 休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点及び日時

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 (②)

第8条

問題 29

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行管理者の業務）

運行管理者が行わなければならない業務について、貨物自動車運送事業輸送安全規則に定められているが、その規則において定められていない事項を、次の①から③より選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明し、その記録を行い、当該記録を一年間保存すること。
- ② 運行指示書を作成し、及びその写しに変更の内容を記載し、運転者に対し適切な指示を行い、運行指示書を事業用自動車の運転者に携行させ、及び変更の内容を記載させ、並びに運行指示書及びその写しの保存をすること。
- ③ 異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるとき、乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するため必要な措置を講じること。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 (①)

第20条

問題 30

【自動車事故報告規則】（速報）

事業者等は、その使用する自動車について、自動車事故報告規則で規定する事故があった場合には、24時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸支局長に速報しなければならないこととされているが、その対象となる事故として、誤っているものを次の①から③より選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 2人以上の死者を生じた事故
- ② 10人以上の負傷者を生じた事故
- ③ 無免許運転を伴う事故

【自動車事故報告規則】 (③)

第4条

運送業許可サポートセンター（Ican 行政書士事務所）の 法令試験対策のご案内

① 法令試験動画セミナー（関東運輸局版）



法令試験動画
セミナー
関東運輸局
5時間講義
合格保証付

電話サポート + 3万円 + 消費税
過去問 1年分

運送業許可
サポートセンター
Ican行政書士事務所



<法令試験動画セミナーの内容>

①5時間の講義動画(PC、スマホ、タブレットから、お仕事の合間に勉強できます)

合格率95%の実績を誇る Ican 行政書士事務所の法令試験セミナーをそのまま 5 時間の動画として収録しました！

会場でのリアルなセミナーとは違い、場所や時間に縛られることなく、パソコンかスマホ、タブレットで、お仕事の合間に、好きな時間に勉強ができます。

- ・動画 URL からパソコン、スマホ、タブレットで視聴 (約 5 時間)
- ・テキスト(重要知識+10年分の過去問分析集) PDF データ
- ・過去問 1 年分 PDF データ
- ・条文集 PDF データ
- ・講師による電話サポート
- ・合格保証(万が一 2 回試験が不合格の場合は、セミナー代全額をご返金いたします)

[【セミナーの見本動画】](#)——動画セミナーの見本です。クリックしてご覧ください。

②テキスト(85p)

法令試験の出題範囲である「13 の法令」ごとに、法令知識を整理し、分かりやすく解説しています。

また、勉強の仕方、解法テクニック、条文集の調べ方等を詳しく解説していますので、このテキスト 1 冊を学ぶだけで、合格に必要な知識を身に付けることができます。

[【教材の見本——最初の10pを公開します】](#)

②過去問 1 年分(最近の 6 回分)

関東運輸局の過去問 1 年分(問題&解答・PDF データ)付きです。最新の傾向を把握し、繰り返し過去問演習ができます。

③条文集(331p)

法令試験の会場で配られるものと同じ「条文集」(PDF データ)付きですので、過去問を解きながら、実際に条文集の調べ方を練習することができます。

④電話相談

テキストや過去問で分からない点がございましたら、電話で無料相談を何度でもして頂けます。

<対象運輸局>

関東運輸局(東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、茨城県、群馬県、栃木県、山梨県)

<受講料>

3万円+消費税

<合格保証制度>

万が一、2回受験されても不合格だった場合、受講料を全額返金します。

<ご購入方法>

下記のご購入ボタンを押して頂き、クレジットカードで決済下さい。

ご決済後、即時にPDFで商品データを手に入いただけます。

[▶ お申し込みはこちら](#)

※銀行振り込み等、クレジット以外でのお支払いをご希望の方は、070-1389-0777にお電話いただくか、下記の申し込み用紙に必要事項をご記入頂き、048-278-4782までファクスしてください。

↓

[法令試験「必勝セット」銀行振込・購入申込書のダウンロード](#)

※「必勝セット」は原則、全てPDFデータでお渡しいたします。

②法令試験「必勝テキストセット」(関東運輸局版)



○動画セミナーのテキストのみの「自習用テキスト」です。

(内容)

- ・テキスト(重要知識+過去問分析集) 85P
- ・過去問1年分(6回分)
- ・条文集(試験会場で配布されるものと同じです)

[【見本】\(内容の一部をご覧頂けます\)](#) ←クリックしてください

○価格——1万円(税別) ※PDFデータでの販売です。



※銀行振り込み等、クレジット以外でのお支払いをご希望の方は、070-1389-0777にお電話いただくか、下記の申し込み用紙に必要事項をご記入頂き、048-278-4782までファクスしてください。

↓

[法令試験「必勝セット」銀行振込・購入申込書のダウンロード](#)

※「必勝セット」は原則、全てPDFデータでお渡しいたします。

<ご質問は、お気軽にメールか携帯にご連絡ください>

[お問い合わせフォームはこちら](#)

メール: ican.office7@gmail.com

ファクス: 048-278-4782

携帯電話 070-1389-0777(代表: 矢内)